

2021 年度（令和 3 年度）北海道水田収益力強化ビジョン（案）

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本道では、恵まれた土地資源を生かし、大規模で専門的な農家を主体とする農業が展開されている。

道央地域では、水稻を主体に野菜・花きを取り入れた農業、道南地域では、野菜や水稻を中心とした農業、道北・道東地域では、畑作や酪農を中心とした農業と、各地域の生産条件を活かした農業経営が展開されている。

このような中、本道においても農家戸数が年々減少する一方、経営体当たりの耕地面積の拡大により生産が維持されているものの、高齢化の進展や担い手の減少に伴い、省力的な作物への作付偏重が見られ、輪作体系の崩れや不耕作地の発生が懸念されている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本道において収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、産地交付金を活用しながら、主食用米と比較して面積当たりの所得が高い野菜等の高収益作物や、時間当たりの所得が高い子実用とうもろこしの作付拡大を図っているが、水田作に占める同作物の作付率は約 7%と低い状況となっている。

今後、水田をフル活用しながら、多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給が可能な産地づくりを一層進め、収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、道や産地においては、「水田農業高収益化推進計画の策定について（令和 2 年 4 月 1 日付け元生産第 2167 号・元農振第 3757 号・元政統第 2085 号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官連名通知）」に基づく推進計画の策定を進めるとともに、関係部局が連携して推進体制を構築し、規模拡大に対応する集荷施設の増設や基盤整備による排水対策を進めつつ、高収益作物や子実用とうもろこしの導入などを推進する。

高収益作物の導入にあたっては、需要が増加している野菜の安定生産や、消費者のニーズに対応した多様な品目の作付、高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上、地域に適応した品種の選定・普及及び栽培技術の改善、スマート農業等の省力・低コスト生産技術の導入、出荷期間・販売地域の拡大などの取組を通じて、特色ある産地づくりや、収益力の向上による経営の安定化を進める。

子実用とうもろこしについては、畜産農家との連携を基本に需要に応じた作付を進めるとともに、輪作作物としての活用を通じて生産性の向上を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

地域の実情に応じた作物の本作化や、計画的な農地の集積・集約化を図ろうとする場合などに、広く地域関係者とも調整しながら、各産地が必要な畑地化の取組を進めることができるよう、関係機関・団体が連携して、水稻を組み入れない作付体系が定着している地域を把握し、畑地化に係る支援内容の情報提供や、地域の対応方針について助言を行う。

なお、畑地化の取組を進めるにあたっては、「人・農地プラン」により描かれた地域の将来像や、担い手の農業経営改善計画など、効率的な土地利用に配慮する。

4 作物ごとの取組方針等

本道が全国の米主産地としての地位を揺るぎないものとしていくため、「売れる米づくり」に向けた産地の取組を推進することとし、需要に応じた主食用米の生産とともに、非主食用米の生産を積極的に推進し、水稻作付面積の確保を図る。

また、消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給体制づくりを進めるため、新たな品種や栽培技術の開発・導入、ICTの活用、耕畜連携や輪作体系の確立、農地の大区画化等を推進する。

(1) 主食用米

消費者や実需者ニーズに応える「売れる米づくり」を基本とした水田農業の発展を図るため、需給状況などを踏まえつつ、北海道米の需要の拡大を図りながら、高品質・良食味米の生産を推進し、極良食味米によるブランド確立とともに、中食・外食の業務用米などへの安定供給にも努め、消費者や実需者の多様なニーズに応えていく。

(2) 非主食用米

加工用米や新規需要米など非主食用米の有効な活用により安心・安全で低コストな北海道米への多様なニーズに対応した安定生産・安定供給を図るとともに、水田機能の維持と生産力の確保を図る。

このため、基本技術の励行による収量の安定化、生産工程管理の実践、複数年契約に基づく生産などを進める。

また、生産者の高齢化や労働力不足への対応として、直播栽培をはじめとする省力的な生産技術の導入、作業委託による労働の外部化、肥培管理におけるコスト削減に資する技術の導入などを進める。

ア 加工用米

非主食用米の取組の中心的品目と位置付け、主力の冷凍米飯や加工米飯を中心に、安定的な需要の確保に向けて複数年契約の取組を推進する。

イ 飼料用米

非主食用米の取組の中心的品目と位置付け、特に、多収品種を利用した生産性向上の取組や、需要者のニーズに応じたサイレージ向けの生産を推進する。

ウ WCS用稲

収穫作業が主食用米等と競合せず、水稻の作付拡大に対応可能なことから、需要を確保しながら複数年契約の取組を推進する。

エ 米粉用米

産地と需要者が連携し、ニーズに対応した原料米の安定供給を推進する。

オ 新市場開拓用米

海外市場等を新たな販路の一つとして、安定的な需要の確保に向けて複数年契約の取組を推進する。

カ 備蓄米

優先枠の設定により他産地と競合することなく安定的な取組が可能であるというメリットを踏まえつつ、主食用米及び新規需要米の需給動向等も考慮しながら、各産地の判断により取組を推進する。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦及び大豆は、用途別の需給動向に即した生産を基本として、計画的・安定的な作付を進めるとともに、適正な輪作体系と、品種や地域特性に応じた肥培管理や適期収穫などの取組を通じて、単収や品質の向上を図る。

飼料作物は、飼料自給率の向上と水田の有効活用に資するものとして、畜産農家との連携を基本に需要に応じた作付を進め、草地の植生改善や、子実用とうもろこしを活用した輪作体系の確立などの取組を通じて、生産性の向上を図る。

(4) そば、なたね

契約栽培を基本に需要に応じた作付を進めるとともに、単収や品質の向上を図るため、特に収量性の低い産地においては、適期播種や排水対策などの取組を進める。

(5) 高収益作物（園芸作物等）

需要が増加している加工・業務用野菜の安定生産や、消費者のニーズに対応した多様な品目の作付、高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上などの取組を通じて、特色のある産地づくりや、収益力の向上による経営の安定化を進める。

~~(6) 畑地化の推進~~

~~転作作物の本作化や、計画的な農地の集積・集約化を図ろうとする場合などに、地域における効率的な土地利用にも配慮しつつ、必要に応じて広く地域関係者とも調整しながら、各産地が実情に応じて畑地化の取組を進める。~~

令和3年産米に係る緊急深掘り対策の実施

令和3年3月18日
北海道農協米対策本部

1. 経過・趣旨

全国の需給調整に協力し、「日本一の米どころ」を標榜する北海道として、現状の需給環境および販売環境を分析し、実効性のある取組みを自らが行う必要がある。

また、北海道水田農業ビジョン第3版において、水稻作付による所得確保と水稻作付面積の維持拡大を目標に掲げる中、需給緩和、米価下落局面においても、生産者の経営安定を図り、水稻作付意欲を失わないような環境を整備することが将来に向けて非常に重要である。

以上を勘案し、生産現場では日々作付に向けた作業が進む中ではあるが、JAグループ北海道が中心となり、北海道農業再生協議会水田部会をはじめ、関係機関と協力しつつ、緊急的に、深掘り対策に取り組んでまいりたい。

2. 対策内容

(1) 概要

緊急的な深掘り対策として令和3年産主食用うるち米を2万トンの規模で飼料用米等に作付転換する

(2) 目標数量2万トンの考え方

- 規模感 (2万トンは約3,600ha)
 - ・全道のうるち米目安49.5万トンの約4%
- ホクレンの販売上、作付転換しても固定需要分は十分に確保できる水準
円滑に飼料用米へ仕向けられる数量 (ホクレンくみあい飼料の受け入れ可能数量)

(3) 推進方法

- 水田機能の維持を図りつつ円滑な作付転換を図る観点から、飼料用米等への取り組みを基本に、推進目標の達成を目指す。
- 推進にあたっては、基本的にはJAが主体となって取り進めることとし、R2の生産実績面積を基準に、道段階で各協議会別の数値を踏まえ、JA別の推進目標面積を算定する。

(4) 所得確保対策

飼料用米等での作付転換において、主食用米や既存の飼料用米(複数年契約)の作付と遜色のない所得水準を確保すべく、道枠の産地交付金のメニューについて、別添のとおり道再生協水田部会に提案する。

令和3年産主食用米から飼料用米等への作付転換の取組について（案）

令和3年3月18日
北海道農業再生協議会水田部会

1 目的

- 主食用米の過剰在庫などを背景に、令和2年12月21日、農林水産大臣が「令和3年産の主食用米について、全国で過去最大規模の6.7万ha（36万トン）の作付転換が必要」と談話を発表。
- 本道においても、北海道米の価格が一部銘柄で値を下げ、在庫量についても前年に比べ増加していることから、一層の作付転換を進め、需要に応じた米生産に取り組む必要がある状況。
- JAグループ北海道が中心となり、北海道農業再生協議会水田部会をはじめとする関係機関の連携により、令和3年産主食用米の作付面積を削減し、飼料用米等へ転換（2万ト、3,600ha相当）する取組を進め、北海道米の需給と価格の安定を図る。

2 推進目標

- 令和2年産主食用米作付実績から 2万トン（面積換算で3,600ha相当）削減し、飼料用米等へ転換する。
（参考）

令和2年産主食用米作付実績	推進目標 ※面積換算
95,300ha	▲3,600ha (▲3.8%)

3 具体的な方法

- 「北海道農協米対策本部委員会（道米対）」が、JA別の推進目標（令和2年産実績面積からの削減面積）を設定。
- 「北海道農業再生協議会水田部会」から「地域農業再生協議会」へ、JAグループ以外の商系業者等への取組推進を依頼し、関係機関・団体が一体となって取り組む。

4 推進の支援策

- 道では、令和3年度産地交付金（道枠）で、飼料用米等の取組に係る新たなメニューを設定し、主食用米から飼料用米等への作付転換を支援する。

区 分	新設
水稻作付面積の維持・確保	
加工用米・新市場開拓用米の取組に対する助成	
飼料用米（多収品種）の取組に対する助成	
米粉用米・WCS用稲・飼料用米（一般品種SGS）の取組に対する助成	
加工用米・新市場開拓用米・WCS用稲の複数年契約の取組に対する助成	
飼料用米等の取組推進助成	○
飼料用米等の取組に対する推進加速化助成（単年契約のみ）	○
飼料用米等の取組に対する緊急助成（単年契約、一般品種のみ）	○
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成（水田リノベーション事業の支援を受けた農業者除く）	

5 当面のスケジュール

- 3/18(木) 道米対：緊急深掘り対策の公表など
道再生協水田部会：産地交付金の活用計画案検討など
- 3/19(金)～ 地域へ本取組の周知・推進
- 3/24(水) 道再生協水田部会：全道地域担当者 Web 説明会

(通知文案)

道 再 生 協 水 田 第 号
令 和 3 年 (2 0 2 1 年) 3 月 日

各地域農業再生協議会長 様

北海道農業再生協議会長

令和3年産主食用うるち米からの作付転換の取組について

このことについて、主食用米の過剰在庫などを背景に、令和2年12月21日、農林水産大臣が「令和3年産の主食用米について、全国で過去最大規模の6.7万ha(36万ト)の作付転換が必要。」と談話を発表したところですが、現在も状況は改善されておらず、2月の米の相対取引価格は前年と比較して6%下落するなど、厳しい需給状況にあります。

こうした中、全国の米の需給の安定を図るためには、各産地における需要に応じた米生産の取組が重要であることから、JAグループ北海道が中心となり、北海道農業再生協議会水田部会をはじめとする関係機関と連携し、令和3年産米の作付面積を削減し、飼料用米等へ転換する取組を進めることとしました。

つきましては、各地域農業再生協議会においても、北海道米の需給と価格の安定を図るための取組であることをご理解の上、農協や商系集荷業者等と連携し、地域一体となってこの取組を推進するようお願いいたします。

記

- 添付資料
北海道農業再生協議会水田部会資料

北海道農業再生協議会水田部会事務局
北海道農政部生産振興局農産振興課
主査(水田対策)
電 話 0 1 1 - 2 0 4 - 5 4 3 5

令和3年度産地交付金について（案）

（ 令和3年3月18日
北海道農政部農産振興課 ）

1 産地交付金の概要

別添のとおり

2 産地交付金（道枠）活用の考え方

- ・ 今後も米主産地としての地位を揺るぎないものとするため、多様なニーズに対応した水稻生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産、飼料用米などへの取組強化を支援。
- ・ 「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R2 補正）」と「産地交付金（道枠）」で重複するメニューの見直しを行う観点から、用途及び支援単価、助成対象範囲の見直しを行う。
- ・ 概ね定着したと判断される取組の除外、新たに必要な取組の追加など取組要件の一部見直しを行う。

3 産地交付金の活用計画案（3月18日時点）

（1）配分の考え方

全道的な課題への対応として配分額の一部（下表の「基礎配分」から「留保分」を除いた額の2割以上）を道枠として活用し、残額を地域の实情に即した取組を支援するため、地域枠として各地域協議会へ配分する。

区分	配分時期		配分先		
	当初 (4月)	追加 (10月)	道枠	地域枠(配分の考え方)	
基礎配分	○		○	○	過去の当初配分額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の前年度活用実績額等を勘案して配分
		○	※	○	当初配分額に基づく10割相当額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の所要額等を勘案して配分
取組に応じた配分	○	○		○	【当初】 国からの配分額を、対象作物の計画面積(拡大分)に応じて配分 【追加】 計画面積と実績との差に応じて配分 ※ 転換作物拡大加算、高収益作物拡大加算それぞれで算定する。 ※ 各地域協議会は、本加算の主旨を踏まえた作付を推進する。
		○		○	実績面積×20千円/10a
		○		○	実績面積×20千円/10a
		○		○	実績面積×12千円/10a

※ 道枠の必要額に対し、当初配分で不足する場合、留保分から充当することがある。

(2) 道枠活用計画案

助成内容		助成単価 (上限単価)		新設
		R 2	R 3	
水稲作付面積の維持・確保				
加工用米・新市場開拓用米の取組に対する助成		18千円/10a (18千円/10a)	未定 (未定)	
飼料用米(多収品種)の取組に対する助成		9千円/10a (9千円/10a)	未定 (未定)	
米粉用米・WCS用稲・飼料用米(一般品種SGS)の取組に対する助成		9千円/10a (9千円/10a)	未定 (未定)	
加工用米・新市場開拓用米・WCS用稲の複数年契約の取組に対する助成		12千円/10a (12千円/10a)	未定 (未定)	
飼料用米等の取組 に対する推進助成	飼料用米(多収品種)	-	未定 (未定)	○ (R4以降 は未定)
	飼料用米(一般品種)		未定 (未定)	
	米粉用米・WCS用稲・飼料用米(一般品種SGS)		未定 (未定)	
飼料用米等の取組に対する推進加速化助成(*1)		-	未定 (未定)	○
飼料用米等の取組に対する緊急助成(*2)		-	未定 (未定)	○
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成		15千円/10a (15千円/10a)	未定 (未定)	

(*1) R3限り、単年契約のみ助成 (*2) R3限り、単年契約及び一般品種のみ助成

(対象作物別の助成体系)

	作付 助成	複数年 契約助成	飼料用米等 の取組推進	飼料用米等の 取組推進加速化	飼料用米等の 取組緊急助成	省力化・ 低コスト化助成
加工用米	○	○	×	×	×	○ 水田リノベーション 事業の支援を受けた 農業者を除く
新市場 開拓用米	○	○	×	×	×	
飼料用米	○	(国による 追加配分)	○	○ 単年契約 のみ助成	○ 単年契約かつ一 般品種のみ助成	○
米粉用米	○		○			○
WCS用稲	○		○			○

※ 道枠活用計画案については、助成単価を含め、道再生協水田部会における検討、国の予算措置及び配分の状況や国との協議により、今後内容が変更されることがある。

(3) 配分の調整

- ・ 道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分額の調整を行い、再配分することがある。
- ・ 道枠と地域枠は、必要に応じて相互に融通して活用することがある。